

もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領

18水管第4226号

平成19年3月30日

水産庁長官通知

一部改正

19水管第1915号

平成19年11月9日

一部改正

20水管第1163号

平成20年8月11日

第1 実証事業の実施

漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管4158号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（1）及び（4）に基づく実証事業の実施は、以下によるものとする。

1 実証事業の趣旨

（1）もうかる漁業創設支援事業

ア 改革型漁船の収益性改善の実証事業は、省エネ、省人、省力化型の改革型漁船等新しい操業体制の収益性を実証することにより、地域・グループの漁業者の新しい操業体制への転換を促進しようとするものである。

イ 燃油価格の高騰により採算が悪化している漁船の収益性回復の実証事業は、漁業の用に供する燃油（以下「漁業用燃油」という。）使用量の10%以上の削減に加え、その他のコスト削減と付加価値向上の取り組みを併せ行うことにより、償却前利益を確保できる操業形態への転換を促進しようとするものである。

（2）省燃油操業実証事業

この事業は、漁業者のグループによる取組みであって、原則5隻以上の漁船が参加して、単に休漁するのみでなく、新たな操業形態へ移行することにより、漁業用燃油の使用量の10パーセント以上を削減することを目指すものである。

2 事業の内容

（1）もうかる漁業創設支援事業

ア 事業実施者（実施要綱第3の2の（1）のアに規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。）は、公募により実証事業に用いる漁船を選定し、その所有者（以下単に「所有者」という。）と別添1のもうかる漁業創設支援事業用船料算定基準（以下「算定基準」という。）に基づき、用船契約を締結するものとする。

イ 事業実施者は、用船契約を締結した漁船を使用して、新しい操業体制による漁獲、水揚げ・出荷等を行うものとする。

ウ 実証事業における用船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を

行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。

エ 実証事業における漁獲物は、全て事業実施者に帰属するものとし、事業実施者が認定改革計画に基づいて販売するものとする。所有者は、漁獲物について認定改革計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。

オ 事業実施者は、事業期間の終了後及びすべての事業終了後、損益計算を行うとともに実証の結果を取りまとめ、認定改革計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

(2) 省燃油操業実証事業

ア 事業実施者（実施要綱第3の2の(4)に規定する「協議会運営者が選定した水産業協同組合等」をいう。以下、当該事業に関し同じ。）は、実証事業を行わせる漁業者（漁業者グループを含む。以下同じ。）と、基準年の漁業用燃油の使用量（平成19年の使用量。ただし、漁船事故により長期休漁を余儀なくされ、平成19年の使用状況が例年と著しく異なる等、本事業を実施する上での基準として適当でない場合には、平成18年、平成17年もしくは平成18年及び17年の平均の漁業用燃油の使用量、又は水産庁長官が特に認める値。以下同じ。）から10パーセント削減した数量を限度に、当該漁業者が指定する燃油販売業者（燃油の販売を行う漁業協同組合等を含む。）から燃油を調達して、供給すること等を内容とする事業契約を締結するものとする。

イ 事業契約を締結した漁業者（以下「契約漁業者」という。）は、新しい操業体制による漁獲、水揚げ・出荷等を行うものとする。

ウ 実証事業に要する経費のうち、燃油費については、事業実施者が支払うものとする。

エ 契約漁業者は、善良なる管理者の注意をもって漁獲物及びその製品を管理するとともに、アの事業契約で定めるところにより、その漁獲物の販売に係る代金をもれなく事業実施者に報告するとともに、第3の2の(2)に規定する助成金の返還のための資金を、事業実施者に支払うものとする。

オ 事業実施者、漁業者及び燃油販売業者は、エの支払いを確実に履行するため、それぞれ契約を締結することができる。

カ 事業実施者は、事業期間の終了後及びすべての事業終了後、実証の結果を取りまとめ、認定計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

3 事業期間

(1) もうかる漁業創設支援事業

ア この事業は、1事業期間を1年とする。ただし、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁長官と協議の上定めることができるものとする。

イ この事業は、事業を開始した日から起算して3年（燃油価格の高騰により採算

が悪化している漁船の収益性回復の実証事業にあつては、2年)を超えて実施することはできないものとする。

(2) 省燃油操業実証事業

この事業は、事業を開始した日から起算して1年を超えて実施することはできないものとする。ただし、1年目の状況を踏まえて操業形態のさらなる見直しを行う場合等、事業を継続実施する必要性を水産庁長官が特に認めた場合には、事業を開始した日から起算して2年まで実施できるものとする。

4 販売代金の管理等

(1) 事業実施者は、事業期間中の販売代金に係る代金を助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するものとする。

(2) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、乗組員等へのインセンティブのための報奨金を含め、地域プロジェクトに活用するものとする。

(3) 省燃油操業実証事業にあつては、事業実施者は(1)及び(2)にかかわらず、第1の2の(2)のエにより支払われた資金を助成金の返還に充てるため、事業期間毎の特別勘定を設け、その全額を繰り入れることにより管理するとともに、少なくとも3か月ごと(特段の事情について、事業実施者の申請に基づき、事業主体が水産庁長官と協議の上、実施計画を認定した場合を除く。)に、当該特別勘定の資金の全部又は一部を事業主体に納付するものとする。

(4) (3)により納付する金額は、契約漁業者それぞれにつき以下の算式により得られる金額を合計して得られる額を基準とする。

$$A' - (A' - B') \times 0.9$$

この場合において、

A' は、当該3か月間に使用した漁業用燃油の額

B' は、当該3か月間に使用した漁業用燃油の量に、平成19年12月末の燃油価格を乗じて得られる額(A'がB'を下回る場合には、A' = B'とする。)

5 事業の終了等

(1) 事業の終了

水産庁長官は、当該事業期間の販売に係る代金の総額が、第2の3の(1)により確定した助成金の額を上回った時は、事業主体及び事業実施者に対して当該事業の終了を命ずるものとする。この際、事業実施者が既に次事業期間の実証事業を開始し、事業主体から当該事業期間に係る助成金の交付を既に受けていた場合には、事業主体は、事業実施者に対して当該助成金の全部について返還を命じることとする。

(2) 事業の中止等

ア 次に掲げるいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、事業主体及び事業実施者に対して事業の中止を命じることとする。この際、もうかる漁業創設支援事

業にあっては、中止を命じた要因が発生した事業期間において既に支払いをしていた助成金の全部について返還を命じ、省燃油操業実証事業にあっては、本事業が終了したものとみなし、本要領の規定に従い、助成金の返還等を命じることとする。

(ア) 所有者が漁船漁業経営の中止をしたとき

(イ) 事業実施者と所有者が用船契約を解除したとき（省燃油操業実証事業にあっては、事業実施者と契約漁業者が事業契約を解除したとき）

(ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき

(エ) 事業実施者（省燃油操業実証事業にあっては、事業実施者又は契約漁業者）がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき

(オ) その他水産庁長官が事業を継続することが不相当と判断したとき

イ 事業実施者は、省燃油操業実証事業に参加する契約漁業者について、実証事業の目的を達成したと認められるときは、事業期間途中であっても、当該漁業者を事業から退出させることができる。この場合には、事業実施者は、当該契約漁業者に関して、既に支払いを受けた助成金を直ちに事業主体に返還しなければならない。また、基準年及び事業退出以前の当該契約に関する月別水揚金額及び月別燃油使用実績を事業主体に報告するものとする。

6 手続き等

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに算定基準に基づき用船料を算出して所有者と用船契約（省燃油操業実証事業にあっては、漁業者と事業契約）を締結するものとする。

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別紙様式第1号によるもうかる漁業創設支援事業実施計画をこの事業に使用する漁船用船契約書（案）（省燃油操業実証事業にあっては、別紙様式第9号による省燃油操業実証事業計画を、この事業に使用する事業契約書（案））を添付の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を受ける（省燃油操業実証事業にあっては、補助事業者を経由して事業主体に提出し、その認定を受ける）ものとする。

ウ もうかる漁業創設支援事業にあっては、水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該実施計画を承認するものとする。

(ア) 認定改革計画に沿った内容であること

(イ) 1から5までに規定された内容を満たしていること

(ウ) 用船契約において、事業実施者が、所有者に対して、乗組員が操業に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業状況が好ましくないと

- 判断した時は用船契約を解除することを定めていること
- (エ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること
- (オ) 実証に用いる漁船の用船料が、算定基準に合致していること

エ ウにかかわらず、省燃油操業実証事業にあつては、事業主体は、補助事業者から、次の要件が満たされており妥当である旨の意見を付して進達があつた場合には、当該事業計画を認定するものとする。

- (ア) 1から5までに規定された内容を満たしていること
- (イ) 助成金の対象とする費用が第2の1の規定に合致していること
- (ウ) 必要に応じて、事業実施者が、都道府県の指導を受けることとしていること

オ 事業実施者は、ウの承認又はエの認定を受けた実施計画を変更する場合には、イからエに準じて処理するものとする。

(2) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、毎事業期間終了後30日以内に、別紙様式第2号により実施状況報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出（省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第10号により、実施状況報告書を作成し、事業主体に提出するほか、事業主体を経由して、水産庁長官あてに提出するとともに、実施状況報告書の写しを補助事業者に提出）するものとする。

イ 事業実施者は、この事業の全てを終了した場合には、別紙様式第3号により実証事業報告書を作成し、アに準じて提出するものとする。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の2の(1)のイに規定する助成金の交付は、以下によるものとする。

1 助成金の対象費用

この事業において助成金の対象とする費用の範囲は、別添2のとおりとし、省燃油操業実証事業にあつては、次のとおりとする。

ア 事業に要した燃油費（ただし、燃油消費量については、基準年の漁業用燃油の使用量から10パーセント削減した数量を限度とする。以下同じ）

イ 実証結果の取りまとめに要する経費（事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業に要した燃油費の2%以内とする。）

2 助成金の交付

(1) 事業実施者は、第1の6の(1)のイの承認又は認定を受けたときは、別紙様式第4号（省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第11号）により1事業期間における助成金交付申請計画を作成し、事業主体に提出するものとする。この際、もうかる漁業創設支援事業においては、最初に交付申請をできる額は、当

該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により、それによりがたい場合には、事前に水産庁及び事業主体に協議するものとする。

(2) 事業主体は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別紙様式第5号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第12号)により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の(1)のただし書きにより1事業期間が1年を超える場合については、もうかる漁業創設支援事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

(3) 事業実施者は、(2)で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別紙様式第6号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第13号)により概算払いを請求することができるものとする。

(4) 事業主体は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払い請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、事業主体から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。

(6) 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、別紙様式7号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第14号)の助成金精算報告書に第1の6の(2)のAの実施状況報告書を添付して(省燃油操業実証事業においては、補助事業者を経由して)事業主体に提出するものとする。

(7) 事業主体は、(省燃油操業実証事業にあつては、補助事業者の協力を得て、)事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、事業主体に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 助成金の額の確定

(1) 事業主体又は補助事業者は、第1の6の(2)のAに基づき事業実施者から提出された事業実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは(省燃油操業実証事業においては、補助事業者から、事業実施状況報告書の内容を審査の上、妥当である旨の意見を付して進達があったときは)、助成金の額を確定し、別紙様式第8号(省燃油操業実証事業にあつては、別紙様式第15号)により当該確定した額(以下「確定額」という。)を事業実施者に対して通知するものとする。

(2) 事業主体は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めるときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

第3 助成金の返還

助成金の返還は、以下によるものとする。

1 返還すべき助成金の額

(1) もうかる漁業創設支援事業における返還すべき助成金の額は、確定額とする。
ただし、当該事業期間の販売に係る代金の総額が確定額を下回る場合には、その差額の2分の1に相当する額と販売に係る代金の総額との合計を返還すべき助成金の額とする。

(2) 燃油価格の高騰により採算が悪化している漁船の収益性回復の実証事業において返還すべき助成金の額は、第1の6の(1)のイのもうかる漁業創設支援事業実施計画において事前に選択することにより、(1)にかかわらず以下の算式により得られた金額とすることができる。

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

Aは、確定額

Bは、当該事業期間の漁獲物の販売に係る代金の総額

(3) 省燃油操業実証事業において、返還すべき助成金の額は、契約漁業者それぞれについて以下の算式により得られた金額の合計から、第1の4の(3)により既に大水に納付した金額を控除して得られる金額とする。

$$A'' - (A'' - B'' - C) \times 0.9$$

この場合において、

A''は、実証事業に要した燃油費

B''は、平成19年12月末の燃油価格に、基準年の漁業用燃油の使用量に0.9を乗じて得た量を乗じて得た額(A''がB''を下回る場合には、A'' = B''とする。)

Cは、当該事業期間の販売代金の総額から、基準年の販売代金(基準年の漁業用燃油の使用量の算定に準じて算定されたものとする。)の総額を差し引いた額(この額が負となる場合及びA''がB''を下回る場合には、C = 0とする。)

(4) 燃油価格の高騰により採算が悪化している漁船の収益性回復の実証事業及び省燃油操業実証事業においては、(1)から(3)にかかわらず、計画に基づく燃油使用量の10%以上の削減が達成できなかった場合においては、上記の算式により得られた金額と確定額(省燃油操業実証事業にあつては事業に要した燃油費)のいずれか大きい方の金額とする。

2 助成金の返還

(1) 事業主体は、第2の3の(1)により助成金の額を確定したときは、速やかに事業実施状況報告書を基に返還すべき助成金の額を決定し、事業実施者に対し、別紙様式第8号の額の確定通知と併せて助成金の返還を命令するものとする。

(2) 事業実施者は、(1)により事業主体から命じられた返還期日までに第1の4の(1)の勘定(省燃油操業実証事業にあつては、第1の4の(3)の勘定)から

助成金を返還しなければならない。

(3) 事業実施者は、当該勘定の資金の額が返還すべき助成金の額に満たないときは、不足額を自己負担することにより返還することのほか、所有者又は契約漁業者と協議の上、所有者又は契約漁業者にその一部又は全部を負担させることにより、助成金を返還することができるものとする。

(4) 事業主体は、(1)の返還期日までに事業実施者から助成金の返還が行われなかった場合には、速やかに水産庁長官に報告するとともに、事業実施者に対して返還に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第4 その他

事業主体は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

【別添1】

もうかる漁業創設支援事業用船料算定基準

漁船漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の「改革型漁船の収益性改善についての実証事業」の用に供する船舶を用船する場合の用船料の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第5条）とする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第4条）とする。

償却率：省令別表第10のとおりとする。

ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた船舶については、省令別表第9のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3第5項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

（2）上記ア. 以外のもの（地方税法 第349条の3第6項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員毎の前年実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができる。

6. 修繕費

修繕費 = (建造価格又は購入価格に改造費を加えた額) × 修繕費率

修繕費率: 下表の修繕費率

(修繕費率表)

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

8. 主燃油持込金利

主燃油持込金利 = 最大積載量 × 0.8 × 単価 × 短期プライムレート

単価: A重油(バージ渡し)京浜地区の直近の金額(デジタル物価版)を適用する。

短期プライムレート: 直近の短期プライムレートを適用する。

9. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費(漁具、機器ごとに設定)の合計額とする。

10. 補助油

補助油は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

11. 通信費

通信費の算定は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の調査による使用見込(期間)を乗じて得た額とする。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1～11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税の算定

消費税は、上記1～12までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とする。

【別添2】

もうかる漁業創設支援事業の範囲の額

助成金対象経費	経費の具体的な内容
用船料	別添1の用船料算定基準のとおり
燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代
えさ代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む）
氷代	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した氷代
魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代
その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く）
販売費	市場売りの場合には、当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内
その他の経費	当該実証事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの
事業管理費	当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業全体の2%以内
消費税	当該実証事業に要した消費税額

【様式第1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで中央協議会より認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業を実施したいので、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第1の6の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者氏名 :
- (3) 所有者住所 :
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 建造年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購入先 :
- (10) 購入価格 :
- (11) 改造した内容 :
- (12) 改造年月日 :
- (13) 改造価格 :
- (14) 改造した造船所の
名称及び住所

※(9)以降は中古船の場合のみ記入。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間(3年以内)

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間

5. 根拠地及び水揚げ港

根拠地：

水揚げ港：

6. 実証項目

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
用 船 料		(積算内訳)
燃 油 代		(積算内訳)
え さ 代		(積算内訳)
魚 箱 ・ 氷 代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
販 売 費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
事業管理費		(積算内訳)
消 費 税		(積算内訳)
事業経費合計		

【様式第2号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で承認のあったもうかる漁業創設支援事業の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第1の6の（2）のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数：

所有者氏名：

所有者住所：

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 実証結果

(1) 実証項目毎の検証

(2) 収支の状況

5. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
用 船 料			
燃 油 代			
え さ 代			
魚 箱 ・ 氷 代			
その他の資材費			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
事 業 管 理 費			
消 費 税			
事業経費合計			

6. 販売の内訳

販売月	販売数量 (ト)	販売金額 (円)	備 考 (主たる魚種及び水揚港等)
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
合 計			

【様式第3号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施したもうかる漁業創設支援事業の実証結果について、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第1の6の（2）のイの規定に基づき承認を申請します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数：

所有者氏名：

所有者住所：

4. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇年間

5. 実証結果

(1) 実証項目毎の検証

(2) 収支の検証

【様式第4号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で水産庁長官から承認のあったもうかる漁業創設支援事業について、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：
2. 助成金の申請計画

(単位：円)

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【様式第5号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う当該事業期間におけるもうかる漁業創設支援事業に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき通知します。

~~~~~  
**【様式6号】**

もうかる漁業創設支援事業概算払い請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成18年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第3の2の（3）に基づき請求します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 交付決定額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>(c) | 残額<br>a-(b+c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|--------------|---------------|----|
| 合 計 |              |             |              |               |    |

【様式第7号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水管第 号で水産庁長官から承認のあった、本組合（会）が行った、もうかる漁業創設支援事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成18年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第2の2の（6）に基づき提出します。

記

（単位：円）

| 項 目 | 事業実績額<br>(a) | 既受領額<br>(b) | 今回請求額<br>又は返納額<br>(c) | 備考 |
|-----|--------------|-------------|-----------------------|----|
| 合 計 |              |             |                       |    |

【様式第8号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で貴組合（会）から提出のあったもうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知する。  
また、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成18年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第3の1に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。  
なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第3の2の（4）に基づき、延滞金を課すので予めご了承ください。

記

（1）返還額

| 区 分               | 金 額 | 備考（積算根拠） |
|-------------------|-----|----------|
| 助成金確定額            |     |          |
| 販 売 額             |     |          |
| 精算報告に基づく<br>返 納 額 |     |          |
| 返 還 額             |     |          |

（2）振込先

【様式第9号】

省エネ促進協議会設置承認申請書  
省エネ型操業転換計画認定申請書  
省燃油操業実証事業実施計画認定申請書

補助事業者の長  
代表者氏名 殿

事業主体の長  
代表者氏名 殿

省エネ促進協議会設置承認申請者  
省エネ型操業転換計画認定申請者  
協議会運営者

住所

名称及び代表者の氏名

印

省燃油操業実証事業実施計画認定申請者  
事業実施者

住所

名称及び代表者の氏名

印

省エネ促進協議会 } を設置したので、承認  
省エネ型操業転換計画 } を策定したので、認定  
省燃油操業実証事業実施計画 } を申請する。

1. 省エネ促進協議会関係

<名称>  
<運営者>  
<メンバー>

2. 省エネ型操業転換計画関係

(1) 燃油使用量を10%以上削減するための取組み

<地域及び漁業の概要>

<燃油経費の状況及び問題点>

<漁船の燃油消費量削減のための取組みと具体的内容>

<削減の根拠>

(2) 協議会の開催実績

3. 省燃油操業実証事業実施計画関係

(1) 基準年(平成19年(異なる年を使用する場合はその年))の実績の申告

別紙のとおり

(2) 実証事業の予定実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(3) 実証事業中における燃油使用量の上限及び事業費

ア 実証事業中における燃油使用量の上限及び燃油にかかる事業費 ※

| 漁業者名 | 船名 | (N)<br>燃油使用量の上限<br>F X 0.9(kℓ) | (O)<br>事業期間中の燃油<br>平均価格見込み | (P)<br>事業費<br>N X O | 主要水揚げ港 |
|------|----|--------------------------------|----------------------------|---------------------|--------|
|      |    |                                |                            |                     |        |
|      |    |                                |                            |                     |        |
|      |    |                                |                            |                     |        |
|      |    |                                |                            |                     |        |
| 合計   |    |                                |                            |                     |        |

※ グループで10%以上削減する場合は、一括して書くことができる。

イ 実証事業の結果のとりまとめに要する経費※

| 項目 | 事業費 | 備考 |
|----|-----|----|
|    |     |    |
| 合計 |     |    |

※事業実施者が当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業に要した燃油費の2%以内とする。

(4) 都道府県による事業の管理・指導

<都道府県名>

基準年の実績の申告（3の(1)）

省燃油操業実証事業実施計画認定申請者

事業実施者

住所

名称及び代表者の氏名

印

| 漁業者名 | 船名 | 総トン数<br>(トン) | 漁業共済加入<br>(有 無) | 漁業に使用した燃油の種類 | 漁業に使用した燃油の額 |            |                | 漁業に使用した燃油の量 |             |                 | 最も燃油の購入量が多かった購入先 |                    |                    | 水揚金額       |            |                | 水揚金額に対する燃油の額の率<br>(M=C/L×100)<br>(%) | 漁業者証明印 |
|------|----|--------------|-----------------|--------------|-------------|------------|----------------|-------------|-------------|-----------------|------------------|--------------------|--------------------|------------|------------|----------------|--------------------------------------|--------|
|      |    |              |                 |              | 漁協系統からの購入額  | その他からの購入額  | 合計             | 漁協系統からの購入量  | その他からの購入量   | 合計              | 名称               | (G)の平成19年12月末の燃油価格 | 基準となる燃油の額          | 漁協共販販売額    | その他による販売額  | 販売額合計          |                                      |        |
|      |    |              |                 |              | (A)<br>(円)  | (B)<br>(円) | (C=A+B)<br>(円) | (D)<br>(kℓ) | (E)<br>(kℓ) | (F=D+E)<br>(kℓ) | (G)              | (H)<br>(円/kℓ)      | (I=F×H×0.9)<br>(円) | (J)<br>(円) | (K)<br>(円) | (L=J+K)<br>(円) |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
|      |    |              | 有 無             |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |
| 合計   |    |              |                 |              |             |            |                |             |             |                 |                  |                    |                    |            |            |                |                                      |        |

- ※ 基準年として、平成19年を使用しない場合は、その理由を記述すること。
- ※ 漁業に使用した燃油の額及び燃油購入額は消費税込みとする。
- ※ 本事業の対象となる「漁業に使用した燃油」の範囲については、租税特別措置法第90条の6第1項に規定された「農林漁業の用に供するもの」のうち、漁業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。
- ※ 「漁業に使用した燃油の額」、「漁業に使用した燃油の量」、「最も燃油の購入量が多かった購入先」については、燃油の種類毎（漁業用A重油、軽油等）に記述する。
- ※ 「漁業に使用した燃油の量」は、小数点以下3桁まで記載（小数点以下4桁を切り捨て）

【様式第10号】

番 号  
年 月 日

省燃油操業実証事業実施状況報告書

水産庁長官 殿  
(事業主体経由)

事業実施者  
住所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で認定のあった省燃油操業実証事業実施支援事業の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領(平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知)第1の6の(2)のアの規定に基づき報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

3. 実証事業の検証

別紙のとおり

### 3. 実証事業の検証

事業実施者  
住所  
名称及び代表者の氏名

印

(1)実証事業期間の結果(総括)

| 漁業者名 | 船名 | 総トン数<br>(トン) | 漁業共済加入<br>(有 無) | 漁業に使用した<br>燃油の種類 | 基準年の実績                 |                                                        |                              |                      | 実証事業の計画                               |                                |                | 実証事業の結果                    |                     |                  |                            |                     |                  |                     | 漁業者証明<br>印 |                       |                                            |                     |
|------|----|--------------|-----------------|------------------|------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------|----------------------|---------------------------------------|--------------------------------|----------------|----------------------------|---------------------|------------------|----------------------------|---------------------|------------------|---------------------|------------|-----------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|      |    |              |                 |                  | 漁業に使用した<br>燃油の量<br>(F) | 最も燃油の購<br>入量が多かつ<br>た購入先の平<br>成19年12月<br>末の燃油価格<br>(H) | 基準となる<br>燃油の額<br>(I=F×H×0.9) | 漁獲物の販売<br>額合計<br>(L) | 実証事業にお<br>ける燃油使用<br>量の上限<br>(N=F×0.9) | 事業期間中の<br>燃油平均価格<br>見込み<br>(O) | 事業費<br>(P=N×O) | 漁業に使用した燃油の量                |                     |                  | 漁業に使用した燃油の額                |                     |                  | 水揚金額                |            |                       | 返還額<br>(R=C'-[(C'-<br>D')-(L'-L)]<br>×0.9) |                     |
|      |    |              |                 |                  |                        |                                                        |                              |                      |                                       |                                |                | 漁協系統から<br>の<br>購入量<br>(D') | その他の<br>購入量<br>(E') | 合計<br>(F'=D'+E') | 漁協系統から<br>の<br>購入額<br>(A') | その他の<br>購入額<br>(B') | 合計<br>(C'=A'+B') | 漁協共販販売<br>額<br>(J') |            | その他による<br>販売額<br>(K') |                                            | 販売額合計<br>(L'=J'+K') |
|      |    |              | 有 無             |                  | (kℓ)                   | (円/kℓ)                                                 | (円)                          | (円)                  | (kℓ)                                  | (円/kℓ)                         | (円)            | (kℓ)                       | (kℓ)                | (kℓ)             | (円)                        | (円)                 | (円)              | (円)                 | (円)        | (円)                   | (円)                                        |                     |
|      |    |              | 有 無             |                  |                        |                                                        |                              |                      |                                       |                                |                |                            |                     |                  |                            |                     |                  |                     |            |                       |                                            |                     |
|      |    |              | 有 無             |                  |                        |                                                        |                              |                      |                                       |                                |                |                            |                     |                  |                            |                     |                  |                     |            |                       |                                            |                     |
|      |    |              | 有 無             |                  |                        |                                                        |                              |                      |                                       |                                |                |                            |                     |                  |                            |                     |                  |                     |            |                       |                                            |                     |
|      |    |              | 有 無             |                  |                        |                                                        |                              |                      |                                       |                                |                |                            |                     |                  |                            |                     |                  |                     |            |                       |                                            |                     |
| 合 計  |    |              |                 |                  |                        |                                                        |                              |                      |                                       |                                |                |                            |                     |                  |                            |                     |                  |                     |            |                       |                                            |                     |

- ※ 基準年として、平成19年を使用しない場合は、その理由を記述すること。
- ※ 漁業に使用した燃油の額及び燃油購入額は消費税込みとする。
- ※ 本事業の対象となる「漁業に使用した燃油」の範囲については、租税特別措置法第90条の6第1項に規定された「農林漁業の用に供するもの」のうち、漁業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。
- ※ 「漁業に使用した燃油の額」、「漁業に使用した燃油の量」、「最も燃油の購入量が多かった購入先」については、燃油の種類毎(漁業用A重油、軽油等)に記述する。
- ※ 「漁業に使用した燃油の量」は、小数点以下3桁まで記載 (小数点以下4桁を切り捨て)

(2) 内訳

ア 助成金

(円)

| 助成金の交付          | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 合計 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----|
| 実証事業の燃油費にかかる助成金 |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
| 結果のとりまとめに要する経費  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
| 合計              |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |

イ 省燃油操業実証事業

| 漁業者名 | 船名 |            | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 月日<br>~<br>月日 | 合計 |
|------|----|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----|
|      |    | 燃油の使用量(kℓ) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の購入額(円)  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 水揚金額(円)    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 助成金の返還額(円) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の使用量(kℓ) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の購入額(円)  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 水揚金額(円)    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 助成金の返還額(円) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の使用量(kℓ) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の購入額(円)  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 水揚金額(円)    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 助成金の返還額(円) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の使用量(kℓ) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の購入額(円)  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 水揚金額(円)    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 助成金の返還額(円) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
| 合計   |    | 燃油の使用量(kℓ) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 燃油の購入額(円)  |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 水揚金額(円)    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |
|      |    | 助成金の返還額(円) |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |    |

ウ 結果のとりまとめに要した経費

(円)

| 項目 | 結果のとりまとめに要した経費 | 返還額 | 備考 |
|----|----------------|-----|----|
| 合計 |                |     |    |

【様式第 1 1 号】

省燃油操業実証事業助成金交付申請計画書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で認定のあった省燃油操業実証事業について、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：
2. 助成金の申請計画

(単位：円)

| 申請時期 | 申請額 | 備考（経費内訳） |
|------|-----|----------|
|      |     |          |
|      |     |          |
|      |     |          |
|      |     |          |
|      |     |          |
|      |     |          |
|      |     |          |
| 計    |     |          |

【様式第12号】

省燃油操業実証事業事業助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴組合（会）が行う当該事業期間における省燃油操業実証事業に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定に基づき通知します。

~~~~~  
【様式13号】

省燃油操業実証事業概算払い請求書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いされたく、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成18年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第3の2の（3）に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第14号】

省燃油操業実証事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け (番号) で認定のあった、本組合 (会) が行った、省燃油操業実証事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領 (平成18年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知) 第2の2の(6)に基づき提出します。

記

(単位: 円)

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は返納額 (c)	備考
合 計				

【様式第15号】

省燃油操業実証事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴組合（会）から提出のあった省燃油操業実証事業に係る助成金精算報告書及び水産庁長官に提出した実施状況報告書に基づき、当該事業期間に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知する。
また、もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領（平成18年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知）第3の1に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額は、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。
なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同実施要領第3の2の（4）に基づき、延滞金を課すので予めご了承ください。

記

（1）返還額

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額		
販 売 額		
精算報告に基づく 返 納 額		
返 還 額		

（2）振込先

(参考)

用 船 契 約 書 例 (案)

〇〇漁業協同組合連合会(以下「甲」という。)と〇〇漁業株式会社(以下「乙」という。)は、乙の所有にかかる船舶の用船に関し、次のとおり契約を締結する。

(用船)

第1条 甲は、下記の船舶(以下「実証船」という。)を、もうかる漁業創設支援事業に使用するため、乙から用船する。

記

船 名
総 ト ン 数
漁 業 種 類
漁 船 登 録 番 号
船 舶 番 号
進 水 年 月 日
船 質
機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数
無 線 設 備 の 有 無
信 号 符 字
船 籍 港
燃 油 最 大 積 載 量

(用船期間)

第2条 用船期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(用船開始の場所等)

第3条 この契約締結に伴う実証船の用船開始の場所は〇〇港とする。

- 2 乙は、用船開始の際、自己の負担において本船に燃油(補助油を除く。以下同じ。)として2号重油(日本工業規格の1種2号重油をいう。)若しくは軽油を〇〇キロリットル以上を積載しなければならない。
- 3 前項の燃油積載量は、甲乙立合の上確認するものとする。

(用船終了の場所)

第4条 用船期間満了に伴う用船終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲乙協議して変更できるものとする。

- 2 第14条の規定により解約した場合の用船終了場所は、甲が原則として用船終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

(漁獲物の帰属等)

第5条 実証事業によって得た漁獲物は、すべて甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するもの

とする。

(費用の負担)

第6条 用船期間中の実証船の運航に要する燃油、その他の実証事業に係る費用（個人的消費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。

3 用船終了の際、甲乙立合の上積載中の燃油の数量を確認し、第3条第2項の規定により乙が積載した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(用船料)

第7条 用船料は、1箇月につき金「」（うち消費税額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。

3 1箇月に満たない用船料は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(用船料の支払期日)

第8条 毎月の用船料は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(用船料の減額)

第9条 乙又は、乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により運航を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を用船料から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(履行遅滞)

第10条 甲は、故意又は過失により支払期日までに用船料を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(かし担保責任)

第11条 乙は、実証船が船体堅牢強固であることを保証するとともに、完全な機関その他相当の設備及び付属品を備え、かつ、これらを維持しなければならない。

(不可抗力の免責等)

第12条 実証船の天災その他不可抗力による損害に対しては、甲は損害賠償の責に任じない。

2 不可抗力により実証船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上用船を終了するものとする。

3 前項の場合、甲は実際に運航した日まで乙に用船料を支払うものとする。

4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意、過失により第3者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(乗組員の操業への専念)

第13条 乙は、実証船の乗組員が操業に専念し、操業に最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

(解約)

第14条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 甲が実証船の用船を必要としなくなったとき。

(4) 自然災害等、実証船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

(5) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成19年3月30日付け18水産第4226号水産庁長官通知)第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官から甲に対して当該実証事業の終了又は中止を命ぜられたとき。

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第15条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第16条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○漁業株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(参考)

省燃油操業実証事業契約書（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と●●●●（漁業者）（以下「乙」という。）は、△△△省エネ型操業転換計画に基づき乙が行う省燃油操業実証事業（以下、「事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

※ 漁業協同組合と漁業者グループとで契約を締結することも可能。

(契約船)

第1条 本契約にかかる船舶（以下「実証船」という。）は、乙が使用する下記の船舶とする。

記

(1) 船名及び総トン数

(2) 使用者氏名

(3) 使用者住所

(4) 漁船登録番号

(事業期間)

第2条 事業期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(使用燃油量・額の報告)

第3条 乙は、事業に使用した燃油の量及び額の全てを証拠書類とともに甲に報告しなければならない。

※甲及び甲の系統団体の購買事業を利用する場合は省略可。

(漁獲物の販売代金の報告)

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって漁獲物及びその製品を管理するとともに、販売代金の全てをその都度、証拠書類とともに甲に報告しなければならない。

※甲及び甲の系統団体の販売事業を利用する場合は省略可。

(事業に使用する燃油の上限)

第5条 甲は、〇〇L（昨年の燃油使用量の90%）を上限として、事業に要する燃油を実証船に供給するものとする。

2 乙は、この燃油を事業の実施のみに使用するものとし、事業以外への使用、転売等は行ってはならない。

3 乙は、第1項により甲が供給する燃油以外の燃油を事業に使用してはならない。

(助成金返還資金の支払い)

第6条 乙は、助成金の返還のための資金を毎月、甲に支払うものとする。

- 2 前項により毎月支払う金額は、「前月一ヶ月間の燃油の使用量(L)に〇〇円(円/L)を乗じて得られる金額」を下回ってはならない。
- 3 乙は、第1項の毎月の支払いを、翌月〇日までに行うものとする。

(事業の終了に伴う精算)

第7条 甲と乙は、事業終了後、以下により助成金を精算するものとする。

- 2 乙から甲に支払われるべき額は、次に掲げる算式により計算する。

(1) 事業期間の販売代金の総額が、基準年における販売代金の総額を下回る場合、

$$A - (A - B) \times 0.9$$

この場合において、

Aは、事業において甲が負担した燃油の代金

Bは、平成19年12月末の燃油価格に、基準年の漁業用燃油の使用量に0.9を乗じて得た量に乗じて得た額(AがBを下回る場合には、 $A=B$ とする。)

(2) 事業期間の販売代金の総額が、基準年における販売代金の総額を上回る場合、

$$A - \{(A - B) - (C - D)\} \times 0.9$$

この場合において、

Cは、事業期間中の販売代金の総額。

Dは、基準年の販売代金の総額(AがBを下回る場合には、 $C=D$ とする。)

(3) 第5条に違反し、燃油消費量の10%削減を達成できない場合、助成金の全額。

- 3 前項の支払いは、前項の算式にて算出された額を、第6条第1項に基づき乙が甲に支払った助成金返還資金により精算し、なお不足する場合は、乙は甲に不足額を支払うことにより、過剰である場合は、甲が乙に過剰額を支払うものとする。

(事業期間途中における事業からの退出)

第8条 乙は、事業期間において漁獲物の販売代金の増加分が、燃油費の増加分を上回る等、事業の目的を達成したと認められるときは、甲に対して事業からの退出の申し入れをすることができる。

- 2 甲が前項の申し入れを了承したとき、乙は事業から退出する。この場合、乙は直ちに甲に対し基準年及び事業期間中の月別漁獲物の販売代金及び燃油使用実績を報告しなければならない。
- 3 前項により乙が事業から退出したときは、本契約に基づき甲が乙に提供した燃油の代金については直ちに、第7条に基づき乙が甲に支払った助成金返還資金により精算し、なお不足する場合は、乙は甲に不足額を支払うことにより、過剰である場合は、甲が乙に過剰額を支払うものとする。
- 4 甲と乙が前項の精算を終了したとき、この契約は終了する。

(かし担保責任)

第9条 乙は、実証船につき、完全な機関その他相当の設備付属品を備え、かつ、これらを維持しなければならない。

(乗組員の操業への専念)

第10条 乙は、実証船の乗組員が操業に専念し、操業に最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

(解約)

第11条 次に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申し入れをすることができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 自然災害等、実証船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。
 - (3) 乙が計画書に沿った操業を行わなかったとき。
 - (4) 操業に関する法令に関し、違反があったとき。
 - (5) 「もうかる漁業創設支援事業及び省燃油操業実証事業実施要領」(平成19年3月30日付け18水管第4226号水産庁長官通知)第1の5の(2)のアの規定により水産庁長官から甲に対して当該実証事業の中止を命ぜられたとき。
- 2 甲が前項の規定により解約の申し入れをしたときは、その解約の申し入れをした際、甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第12条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第13条 この契約に規定のない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○○
○○漁業協同組合
代表理事組合長 ○○○○

乙 ○○県○○○○
○○○○
(会社の場合、
株式会社 ○○○
代表取締役 ○○○○)